

第5次食育推進基本計画

農林水産省

第5次食育推進基本計画の作成に向けた議論内容等

- 食育推進評価専門委員会において、5次計画の作成に向けて、計7回の議論を実施。
- 食料・農業・農村基本法の改正、食料・農業・農村基本計画、食育基本法の改正等も踏まえた上で、作成。

5次計画の作成に向けた主な議論内容

令和6年度

令和7年3月7日：

第5次食育推進基本計画の作成に向けたスケジュール 等

令和7年度

令和7年6月30日：

第5次食育推進基本計画の作成に向けた主な論点

令和7年9月11日、22日：

第5次食育推進基本計画の重点事項（案）について

第5次食育推進基本計画に向けた委員からの意見ヒアリング

令和7年12月8日：

第5次食育推進基本計画の構成（案）について

第5次食育推進基本計画の目標の設定について

令和7年度

令和8年4月8日：

第5次食育推進基本計画 骨子（案）について

令和8年6月15日

第5次食育推進基本計画（案）について

令和8年6月24日（食育推進会議）

第5次食育推進基本計画の決定について

食育に関係する法律、計画等

令和6年4月 第4次食育推進基本計画 フォローアップ 中間取りまとめ

- ・ 4次計画の中間年に当たる令和5年度に、これまでの取組状況をフォローアップ
- ・ 今後重点的に取り組むべき事項として、学校等での食育推進の強化や「**大人の食育**」等が整理。

令和6年5月 食料・農業・農村基本法 改正

令和7年4月 食料・農業・農村基本計画

- ・ 農業の生産現場の実際などに対する消費者の理解を深める観点から、以下の食育の取組を推進
 - （1）学校等での食育の強化
 - （2）「**大人の食育**」の推進
 - （3）国民の食卓と農業の生産現場の距離を縮める取組の拡大
 - （4）行動変容に向けた機運の醸成等

令和8年5月 **食育基本法 改正**

- ・ **食料安全保障の確保にも資する食育**を推進し、「**農林漁業教育**」や「**大人の食育**」等を一層促進するための事項が規定

第5次食育推進基本計画 概要①

【はじめに】

- 食育基本法の制定から約20年が経過し、**食や農林漁業を取り巻く状況の変化**や、**食に関する国民の価値観等の多様化**が進展。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や食料品等の物価高騰等が生じたこと等により、**栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ**が見られるとともに、食卓と農業等の生産現場の距離が遠くなる中、**生産者と消費者の関係が希薄化**。
- **食や農への関心や理解を深め、行動変容を促す観点からも食育は重要**であり、**食育基本法の改正の趣旨を踏まえ、食料安全保障の確保にも資する食育**を多様な関係者等と連携・協働し、国民運動として推進

【第1 食育推進に関する施策についての基本的な方針】

重点事項

（１）学校等での食や農に関する学びの充実

- ・朝食を欠食する子供の割合が増加傾向にあるなど子供たちの**食の乱れ**が見られるほか、**生産現場の実態を知らない子供が増加**



- ・栄養教諭等による**食生活の重要性等に関する指導**や地域等との連携・協働の下、「**農林漁業教育**」を推進

（２）健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

- ・特に若い世代において、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の回数や野菜・果物摂取量が少ないなど**栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ**



- ・官民の幅広い連携・協働の取組等による大人の消費者の**行動変容を促す「大人の食育」**を推進

（３）国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

- ・国民の食卓と生産現場の距離が遠くなる中、「**農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合**」が減少



- ・**農林漁業体験機会の提供**、生産者と消費者が直接つながる取組や、**食料の持続的な供給に資する食品の選択等**を促進

- これらの取組を推進して定着させるために、**情報発信の強化や取組の見える化、PDCAサイクルによる施策の見直し・改善、行動変容に向けた機運の醸成、食育推進体制の整備等**の取組を推進

第5次食育推進基本計画 概要②

【第2 食育の推進の目標に関する事項】

取組主体別に①国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）と②地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）に分類

【第3 食育の総合的な促進に関する事項（具体的な施策）】

1. 家庭における食育の推進：

- ・地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の推進
- ・成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の取組の促進 等

2. 学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の配置促進、栄養教諭の育成とその資質能力の向上
- ・学校給食における地場産物等の安定供給等に向けた連携体制の構築等の促進、食料安全保障等に関する指導の先進事例の創出
- ・学校における農林漁業体験等の効果や課題等の整理・周知、「農林漁業教育」に関する先進事例の創出、地域人材の活用等の促進 等

3. 地域における食育の推進：

- ・官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進
- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・「食育実践優良法人顕彰」の実施
- ・大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びの機会の提供 等

4. 食育推進運動の展開：

- ・食育に関する理解醸成や行動変容の促進
- ・食育に関する民間資格を有する者等の食育活動への参加促進 等

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験の実施の支援や消費者の参加促進
- ・食料の持続的な供給・合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成等の促進
- ・環境に配慮した農林水産物等の選択に向けた取組の推進 等

6. 食文化の継承のための活動への支援等：

- ・国民運動として和食に接する機会を拡大する活動の展開 等

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：

- ・食品の安全性、栄養等に関する情報提供や食品表示の理解促進
- ・食育や日本の食文化の海外展開 等

【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

地方公共団体の食育の取組状況の見える化、PDCAサイクルによる施策の見直し・改善 等

第5次食育推進基本計画における目標・指標・目標値

国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）

	<指標>	現状値 (令和7(2025)年度)	目標値 (令和12(2030)年度)
食育に関心を持つ	・食育に関心を持っている国民の割合	79.1%	90%以上
家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす	・朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週8.6回	週10回以上
朝食の欠食を減らす	・朝食を欠食する子供の割合	6.4%	5%以下
	・朝食を欠食する若い世代の割合	28.2%	25%以下
栄養バランスに配慮した食生活等を実践する	・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上 ほぼ毎日食べている国民/若い世代の割合	36.1%/23.8%	45%以上/30%以上
	・食塩/野菜/果物摂取量の平均値	9.6g/258.7g/78.1g (令和6(2024)年度)	7g/350g/200g (令和14(2032)年度)
	・生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や 減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	63.2%	70%以上
ゆっくりよく噛んで食べる	・ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	46.2%	55%以上
農林漁業体験を経験する	・農林漁業体験を経験した国民（世帯/本人）の割合	57.1%/45.5%	60%以上/50%以上
生産現場等を意識して食品等を選ぶ	・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	66.0%	70%以上
	・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	57.1%	60%以上
食品ロス削減のための行動をする	・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	77.2%	80%以上
食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する	・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	68.6%	75%以上

地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）

	<指標>	現状値	目標値
学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす	・栄養教諭による地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数	月14.1回	月15回以上
	・学校給食における地場産物/国産食材を使用する割合(金額ベース)を 現状値（令和7年度）から維持・向上した都道府県の割合	—	90%以上/90%以上
地域等での共食の機会を増やす	・地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.1%	75%以上
地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす	・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、 伝えている国民の割合	48.8%	55%以上
	・郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合	54.7%	60%以上
食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす	・食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	30.3万人 (令和6(2024)年度)	31万人以上
推進計画を作成・実施している市町村を増やす	・推進計画を作成・実施している市町村の割合	92.9%	100%

重点事項（１）学校等での食や農に関する学びの充実①

重点事項の主な内容

- 朝食を欠食する子供が増加傾向になるなど、**子供達の食生活の乱れやそれに伴う健康への影響**が見られ、また、**農業等の生産現場の実態を知らない子供も増えている**ことから、学校等が家庭や地域等と連携して、児童生徒の食に関する正しい知識の習得や望ましい食習慣の形成、生産現場に対する関心や理解を促すために食育を推進することが重要。
- 学校においては、**栄養教諭を中核として、食生活の重要性に関する指導を充実**するほか、学校と家庭・地域との連携・協働の下、**農林漁業体験等の「農林漁業教育」を実施**

<関連する主な目標・指標・目標値>

【国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）】

○朝食の欠食を減らす

- ・朝食を欠食する子供の割合：5%以下

○農林漁業体験を経験する

- ・農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合：60%以上

【地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）】

○学校給食における地場産物等を活用した

食育に関する取組等を増やす

- ・栄養教諭による地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数：月15回以上
- ・学校給食における地場産物/国産食材を使用する割合（金額ベース）を現状値(令和7年度)から維持・向上した都道府県の割合：90%以上

<目標達成に向けた主な推進施策>

家庭における食育の推進：

- ・「早寝早起き朝ごはん」国民運動等の全国的な普及啓発
- ・地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の推進
- ・成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の取組の促進 等

学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の配置促進、栄養教諭の育成とその資質能力の向上
- ・学校給食における地場産物等の安定供給等に向けた連携体制の構築等の促進、食料安全保障等に関する指導の先進事例の創出
- ・学校における農林漁業体験等の効果や課題等の整理・周知、「農林漁業教育」に関する先進事例の創出、地域の人材活用等の促進 等

生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験の実施の支援や消費者の参加促進 等

重点事項（１）学校等での食や農に関する学びの充実②

関連する主な記載（抜粋）

食育基本法第20条第1項、第2項関連

第3 食育の総合的な促進に関する事項 2. 学校、保育所等における食育の推進

（１）現状と今後の方向性

学校においては、学童期、思春期における食育の重要性を踏まえ、一定の指導が行われるよう、全国の学校において、改正後の食育基本法の趣旨を踏まえ、食に関する指導に係る全体計画を作成し、それに基づき、給食の時間はもとより、各教科等の時間や、**農林漁業体験の機会の提供等をはじめとする「農林漁業教育」を推進**することで、積極的に食育の推進に努め、子供たちの食や林農漁業に対する関心や理解を、食を営む力として評価していくことが求められている。なお、指導に当たっては、今後改訂が予定されている学習指導要領の内容を踏まえ、国において体系的な食に関する指導の方向性を示した上で、各学校等の状況を考慮して実施することが必要である。その際、全国的な取組状況を把握し、評価・分析の上、その結果を周知することも重要である。

（２）取り組むべき施策

（食に関する指導の充実）

栄養教諭は、学校の食に関する指導に係る全体計画の策定、教職員間や家庭との連携・調整等において中核的な役割を担う職であり、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員であり、栄養教諭を中核として、関係者が連携した体系的・継続的な食育を推進する。

（学校給食も活用した食に関する指導の充実）

学校給食への地場産物や有機農産物の活用は、食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の上に成り立っていることについて、児童生徒の理解を深め、感謝の心を育むの教育効果のほか、環境負荷の低減や地域の活性化等、多様な効果が期待されるため、その推進に当たっては、市町村が中心となり、**食材需要に対応できる生産供給体制の構築の供給者側の取組並びに地域の実情を踏まえた学校設置者及び学校等の取組の双方が密接に連携・協働することが必要である。**

（「農林漁業教育」の実践）

子供の頃から、食料安全保障や食料の合理的な価格の形成等の課題や実情を含む食を支える農業等への理解が重要であるため、**「農林漁業教育」その他必要な施策を推進**する。また、指導の充実に向けて、食育の体系的な整理や栄養教諭をはじめとする教員研修の充実、農政部局や関連団体と学校・教育委員会との連携により、学校教育を理解し、円滑に協力できる農林漁業者等の**地域人材の掘り起こし・活用等を進める。**さらに、**総合的・計画的な「農林漁業教育」の全国展開に向けて、先進事例の創出やその周知**を行うとともに都市と農山漁村との交流・連携を図る。また、特に学校における**農林漁業体験等が促進されるよう、体験効果や課題等の整理や周知**を行う。

重点事項（２）健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

重点事項の主な内容

- 生涯を通じた食育の推進により、**健全な食生活を実践できる人間を育てること**や、また消費生活に当たって、**生産現場等の環境へ与える影響等にも配慮**する必要。
- 幅広い世代において、**栄養バランスや食習慣の乱れ**が見られるが、特に若い世代においては、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の回数や野菜類・果物類の摂取量が少ないなどの課題があり、**進学や就職等のライフイベントを機に生活リズム等が変わり、食生活の乱れが生じやすい**。
- 特に若い世代を中心に食や食生活を主体的に選択する世代を対象として、**官民の幅広い連携・協働等により、食や農林漁業への理解醸成と行動変容を促す「大人の食育」を推進**。

＜関連する主な目標・指標・目標値＞

【国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）】

○朝食の欠食を減らす

- ・朝食を欠食する若い世代の割合：25%以下

○栄養バランスに配慮した食生活等を実践する

- ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民/若い世代の割合：45%以上/30%以上
- ・食塩/野菜/果物摂取量の平均値：
7g/350g/200g（令和14年度）

○生産現場等を意識して食品等を選ぶ

- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ
国民の割合：70%以上
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ
国民の割合：60%以上：

＜目標達成に向けた主な推進施策＞

地域における食育の推進：

- ・官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進
- ・「食育実践優良法人顕彰」の実施
- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びの機会の提供
- ・地域における様々な共食の場づくりの推進 等

生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験の実施の支援や消費者の参加促進
- ・食料の持続的な供給・合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成等の促進
- ・環境に配慮した農林水産物等の選択に向けた取組の推進 等

重点事項（２）健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

関連する主な記載（抜粋）

食育基本法第20条の2 関連

第3 食育の総合的な促進に関する事項 3. 地域における食育の推進

（１）現状と今後の方向性

官民連携食育プラットフォームによる官民の幅広い連携・協働の取組等を通じて、「大人の食育」を推進する。

（２）取り組むべき施策

（健康寿命の延伸につながる食育の推進）

「健康日本21（第三次）」の推進や食生活改善普及運動等により、生活習慣病の予防及び改善、健全な食生活の実現並びに健康づくりのための身体活動の実践につながる食育を推進する。

（官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進）

官民連携食育プラットフォームにおいて、会員企業等を中心に事業者間および官民が連携した取組を推進することにより、**食や農に対する大人の消費者の理解醸成と行動変容の促進を図る。**

具体的には、朝食の欠食や栄養バランスを欠いた食生活、生産現場を知らない人の増加等の現代の食生活に関する課題の解決に向け、各種プロジェクト活動を実施するとともに、大学や地域等へ働きかけ、官民が連携・協働した新たな取組の展開を促進する。

（食品関連事業者等による食育の推進）

官民連携食育プラットフォーム等とも連携して、食品関連事業者等は、消費者に対して、**食生活改善につながる表示や商品・サービスの提供、見える化、生産者や産地等の情報も含めた食に関する情報提供**、工場・店舗の見学、調理体験、農林漁業体験、出前授業の開催等の多様な取組を行うことを推進する。

（職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進）

官民連携食育プラットフォームの下で**食育実践優良法人顕彰を実施し、従業員に対し、朝食や栄養バランスに配慮した食事の提供やアプリ等を活用した食事管理等、食生活改善に向けた取組とその評価を行っている企業を顕彰し、もって企業内の活力向上及び優良な取組の横展開を図る。**

（若い世代に関わる食育の推進）

若い世代が食育に関心を持ち、自ら食生活の改善等に取り組んでいけるよう、マスコミ及びインターネット、SNS等も活用して、若い世代に対して効果的に情報を提供するとともに、地域等での共食によるコミュニケーション等を通じて、食に関する理解や関心を深められるように食育を促進する。

また、**大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びを提供する取組を促進する。**

重点事項（３）国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

重点事項の主な内容

- 国民が健全な食生活を送るためには、その基盤として将来にわたって食料の安定供給を確保する必要があり、**生産現場等における持続可能な食料供給への取組等について理解を深め、食料の持続的な供給に資する行動変容に努める**ことが求められる。
- 国民の食卓と生産現場の距離が遠くなっている中、「農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合」等は近年、減少
- 生産現場への理解や、自然の恩恵や生産者への感謝の念を深め、国民の食卓と農業等の生産現場の距離を縮めることにつながる、**農山漁村での宿泊体験を含む農林漁業体験機会の提供**のほか、生産者と消費者が直接つながる取組や、**食料の持続的な供給に資する食品の選択等を促進**。

<関連する主な目標・指標・目標値>

【国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）】

- **農林漁業体験を経験する**
 - ・ 農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合：60%以上
 - ・ 農林漁業体験を経験した国民（本人）の割合：50%以上
- **生産現場等を意識して食品等を選ぶ**
 - ・ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ
国民の割合：70%以上
 - ・ 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ
国民の割合：60%以上：
- **食品ロス削減のための行動をする**
 - ・ 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合：80%以上

<目標達成に向けた主な推進施策>

地域における食育の推進：

- ・ 官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進
- ・ 大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びの機会の提供 等

生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・ 農林漁業体験の実施の支援や消費者の参加促進
- ・ 食料の持続的な供給・合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成等の促進
- ・ 環境に配慮した農林水産物等の選択に向けた取組の推進
- ・ 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づく取組の推進 等

重点事項（３）国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

関連する主な記載（抜粋）

食育基本法第23条関連

第3 食育の総合的な促進に関する事項 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

（１）現状と今後の方向性

農林漁業体験等の取組を推進することにより、生産現場に対する関心や理解を深めるとともに、国産農林水産物や環境に配慮した食品等の選択等の実際の行動変容を促すことが重要である。

（２）取り組むべき施策

（農林漁業者等による食育の推進）

「国や地方公共団体において、それぞれの地域性を考慮の上、酪農教育ファーム等の民間主導の取組等も含め、全国の農林漁業体験に関する情報の取りまとめや発信等、必要な情報提供等により、農林漁業者等の活動の支援や消費者の参加を促す。

（都市と農山漁村の共生と交流の促進）

都市住民と農林漁業者の交流を促進するため、農泊における都市住民への農山漁村の情報提供と農山漁村での受入体制の整備等の取組を推進するとともに、産直活動等の生産者と消費者が直接つながる取組を推進する。

（食料の持続的な供給に向けた消費行動の促進）

持続的な食料供給の実現の観点から、消費者をはじめとする食料システムの関係者に対し、食品の生産・製造・流通に関わる実態、コスト高騰の背景等についてわかりやすく伝えるため、様々な取組を実施している「フェアプライスプロジェクト」において、引き続き、発信の内容や手法を工夫しながら、各段階での合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成と関係者の行動変容の促進を図る。

（環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進）

近年の気候変動による高温や豪雨等の極端な気象現象が、農林水産物の生産や流通に影響を及ぼしていることについて、消費者の役割の自覚と日々の購買行動の変化を促すため、環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費に配慮した食育を推進する必要がある。（略）

消費者の環境に配慮した農林水産物・食品の選択やその理解に向け、環境負荷低減の取組の「見える化」やその優良事例の情報発信及び有機JASの認知度向上等を推進する。あわせて、消費者の選択に資するよう、生産現場における環境負荷軽減の取組等の情報提供や食品事業者等による消費者への理解醸成を図る取組を推進する。